

「指定地域密着型通所介護」重要事項説明書

デイサービスやまぶき

当事業所は介護保険の指定を受けています
(大分県指定 第4471101123)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事をつぎのとおり説明致します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

【目次】

1. 事業者.....1
2. 事業所の概要.....1
3. 事業実施地域及び営業時間.....2～3
4. 職員の配置状況.....3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....3～6
6. 苦情の受付について.....6～7
7. 虐待について.....7
8. 非常災害対策について.....7

1 事業者

- (1) 法人名 株式会社 上高
- (2) 法人所在地 大分県宇佐市大字上高 31 番地の 10
- (3) 電話番号 0978-32-6383
- (4) 代表者氏名 鳥羽 洋子
- (5) 設立年月 平成 22 年 9 月 1 日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所(平成 28 年 9 月 1 日指定)

大分県4471101123号

(2) 事業所の目的

高齢者が要支援又は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう指定地域密着型通所介護に当たる従業者による必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とする。

(3) 事業所の名称 デイサービスやまぶき

(4) 事業所の所在地 大分県宇佐市大字上高 31 番地の 10

(5) 電話番号 0978-32-6383

(6) 事業所長(管理者) 久保 伸午

(7) 事業所の運営方針

①指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となる事の予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行うものとする。

②事業者自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

③指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む事が出来るよう必要な援助を行う。

④指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

⑤指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑥指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

(8) 開設年月 平成 22 年 9 月 1 日

(9) 利用定員 18 名

(10) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業も合わせて実施しています。

地域密着型通所介護 令和 6 年 9 月 1 日指定 (宇佐市 4491100147)

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

宇佐市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日(祝日含む)
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～15時30分
延長時間	なし

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉・・・職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1 事業所長(管理者)	1 名	1 名
2 介護職員	2 名	1 名 (利用者数により変動あり)
3 生活相談員	1 名	1 名
4 看護職員	1 名(兼務)	1 名
5 機能訓練指導員	1 名(兼務)	1 名
6 介護支援専門員		
7 管理栄養士		
8 栄養士		
9 言語聴覚士		
10 歯科衛生士		

常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を等事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

(例)週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名となります。

(8 時間×5 名÷40 時間＝1 名)

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
介護職員	勤務時間・・・8:30～17:30 原則として 1 名の介護職員が勤務します
看護職員	勤務時間・・・8:30～17:30 原則として 1 名の看護職員が勤務します

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 7 割～9 割)が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や、実施日、実施内容については居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで地域密着型通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

①食事の提供(食事にかかる費用は別途お支払いいただきます)

- ・食事の準備、介助、見守りを行います。
- ・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養、並びにご契約者の
- ・身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援の為、離床して食堂にて食事をとって頂く事を原則としています。
- ・食事時間 11 時 45 分～12 時 30 分

②排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

③送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費(片道 1km ごとに 40 円)をご負担頂きます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の 1～3 割を追加料金としてご負担頂きます。

①個別機能訓練(Ⅰ)イ

機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します

②入浴

入浴はシャワー浴または大浴槽で行い、車椅子利用の方も機械浴を使用して入浴する事が出来ます。

〈サービス利用料金(1 回あたり)〉(契約書第 6 条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。上記サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。

共通基本サービス費(単位:円)

利用時間	要介護度	単位
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	416 単位
	要介護 2	478 単位
	要介護 3	540 単位
	要介護 4	600 単位
	要介護 5	663 単位
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	436 単位
	要介護 2	501 単位
	要介護 3	566 単位
	要介護 4	629 単位
	要介護 5	695 単位
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	657 単位
	要介護 2	776 単位
	要介護 3	896 単位
	要介護 4	1,013 単位
	要介護 5	1,134 単位
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	678 単位
	要介護 2	801 単位
	要介護 3	925 単位
	要介護 4	1,049 単位
	要介護 5	1,172 単位
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	753 単位
	要介護 2	890 単位
	要介護 3	1,032 単位
	要介護 4	1,172 単位
	要介護 5	1,312 単位

加算・減算対象サービス費

項目	単位	内容
入浴介助加算	40 単位	入浴サービスを利用された場合
同一建物減算	-94 単位	同一建物から利用される場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数(※1)の 90/1000 に相当する単位数	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算

サービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

※1 基本サービス費に加減算を加えた単位数

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事にかかる費用、おやつ代は別途頂きます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

(昼)料金:630 円 おやつ:50 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。

材料費等は実費を頂く場合があります。

③複写物の交付ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担頂く事が適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代等:実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

⑤介護保険外の延長料金について

30分毎500円

(3)利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- ・利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、または新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(4)利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月17日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

ア:下記指定口座への振り込み

☆豊和銀行 宇佐支店 (普通)1124339

口座名義人 株式会社 上高 代表取締役 鳥羽 洋子

イ:金融機関口座からの自動引き落とし

☆ご利用できる金融機関 豊和銀行

6 苦情の受付について(契約書第 20 条参照)

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者)

管理者・・・久保 伸午

・受付時間 月曜日～日曜日・8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宇佐市役所介護保険課	所在地 : 宇佐市大字上田 電話番号:0978-32-1111 FAX:0978-32-1106 受付時間:8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 : 大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 電話番号:097-534-8470 FAX:097-537-8650 受付時間:8:30～17:00
大分県社会福祉協議会	所在地 : 大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号 電話番号:097-558-0300 受付時間:8:30～17:00

7 虐待防止について

従業者に対する研修苦情処理体制、その他虐待防止のための措置を講じます。

8 非常災害対策について

非常災害に際して、必要な具体的計画を策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難救出訓練の実施等に万全を期します。

9 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

10 ハラスメントについて

適切なサービス提供を確保する観点から、職場においての性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって従業者の職場環境が害されることを防止する措置を講じます。

11 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。